

戸籍の窓口

11月21日～12月20日受付分
【当町窓口で受付した方で、町内に住所を有する方を掲載しています】

●結婚おめでとう●

平舘 健太郎さん (大町南)
野田 幸恵さん

●誕生おめでとう●

酒井 大耀ちゃん (第1)
雄人さん なつきさん

岩崎 心聖ちゃん (第12)
翔太さん ひかるさん

瀬戸 岳陽ちゃん (中部)
としはる峻陽ちゃん
聡さん 星さん

●おくやみ申し上げます●

内村 眞さん 79 (町東)
引地 孝さん 95 (徳江北)
三瓶 好子さん 88 (山崎宮館)
穴戸 洋子さん 85 (板橋)
吉田ヨシ子さん 83 (第4)
桜澤マスエさん 85 (光明寺)
齋藤ヒサ子さん 90 (山崎小館)
齋藤 正昭さん 76 (錦町)

掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出ください。

2月の相談会

「心配ごと相談」 「障がい者相談」

開催日	2月14日(木)、28日(木)	2月19日(火)
時間	午前9時から正午	午前10時から午後4時
場所	観月台文化センター 第2和室	観月台文化センター 第2和室
相談員	民生児童委員	NPO法人「ひびきの会」

※秘密は厳守します。費用はかかりません。予約制ではありません。気軽に来場ください。

保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

戸籍の窓口からのお知らせ

平日木曜日は住民生活課戸籍係窓口業務を午後7時まで延長しています

《窓口延長の日》1月10日、17日、24日、31日
2月7日、14日、21日、28日

《交付できる証明書等》住民票・戸籍証明書、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、戸籍の届出

※取扱いできない手続き 転入・転出・転居等の住所異動の届出、税証明書等の交付はできません。

※詳しくは、戸籍係まで問い合わせください。

住民生活課戸籍係 ☎ 585-2115

人口と世帯

平成30年11月30日現在

※ 広報くにみでは住民基本台帳人口を掲載しています。

人口	9,184人 (△15)
男	4,429人 (△6)
女	4,755人 (△9)
世帯	3,425世帯 (+2)

広報くにみに掲載された写真を希望する方は、総務課

☎ 585-2111 (代表) まで連絡ください。

広報くにみ&町ホームページに 広告を掲載してみませんか?

町では、広報くにみや町ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳しくは問い合わせください。

申込期限(3月号掲載分): 2月11日(木)まで

広報くにみ	
1枠 (縦45 ^{ミリ} ×横174 ^{ミリ})	12,000円/1回
半枠 (縦45 ^{ミリ} ×横84 ^{ミリ})	6,000円/1回
ホームページ	
1枠 (トップページ下段)	6,000円/月

総務課文書広報係 ☎ 585-2113

ヨコ174^{ミリ}

タテ45^{ミリ}

住民基本台帳の 閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。

(平成30年1月1日から12月31日)

住民生活課戸籍係 ☎ 585-2115

閲覧月日	閲覧した団体などの名称	閲覧事由	閲覧した範囲
1月11日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室真生 (委託者: 内閣府大臣官房政府広報室)	「社会意識に関する世論調査」実施のための対象者抽出	大字森山地区
5月17日	株式会社建設技術研究所 東北支社 常務執行委員 支社長 西村達也 (委託者: 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所)	「阿武隈川の河川環境整備事業に関するアンケート調査」実施のための対象者抽出	全地区
8月29日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室真生 (委託者: 内閣府大臣官房政府広報室)	「再犯防止対策に関する世論調査」(附帯調査: インターネットの安全・安心に関する世論調査)実施のための対象者抽出	大字藤田地区
10月19日	株式会社ITスクエア 代表取締役社長 渡邊 亨 (委託者: 福島県商工労働部長)	「福島県まちづくりに関する意識調査」実施のための対象者抽出	大字石母田地区 大字西大枝地区
11月6日	自衛隊福島地方協力本部長	自衛官等の募集に伴う広報のための対象者抽出	全地区
12月5日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室真生 (委託者: 東京大学社会科学研究所)	「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査2019」実施のための対象者抽出	大字小坂地区

おかねとカラダの 健康セミナー 参加無料

「くらしとおかね、カラダの健康」
について学んでみませんか?



日時 2月2日(土) 午前10時から正午
場所 観月台文化センター
定員 50人(先着順) 申込締切 1月25日(金)

第1部 講演『100年人生を豊かにする』
講師 金融広報アドバイザー 穴戸美香 氏

第2部 頭もからだも元気になる
健康体操
講師 福島県レクリエーション協会 鈴木道代 氏
*動きやすい服装でお越しください

申込み・問い合わせ ※電話または窓口で申込みください。
観月台文化センター ☎ 585-2676

相続登記 Q&A

第3回 「誰が相続人になるの?②」

Q 先日夫が亡くなりました。私たち夫婦の間には子供がいないのですが、夫の弟が遺産を分けて欲しいと言っています。夫の弟にも相続権はあるのでしょうか?

A 亡くなった方(被相続人)が遺言を残していない場合、民法で定められている優先順位により相続人が決まることは前回お話ししたとおりです。被相続人の子(孫)や父母(祖父母)がいれば兄弟姉妹に相続権はありませんが、いずれもないときは、第3順位の兄弟姉妹が被相続人の配偶者と共に相続人となります。被相続人より先に兄弟姉妹が亡くなっている場合は、甥姪の一代に限り代襲相続人となります。

ただし、被相続人に婚外子や先妻との間の子がいる場合は、その子が相続人となりますので、相続人を確定させるにはしっかりと戸籍を調べる必要があります。

今回は、第4回「遺言書が争いを防止する?」をテーマに案内します。

不明な点は問い合わせください。

福島県司法書士会 ☎ 534-7502

福島県方法務局 ☎ 534-2045



広告掲載